

茨木市立地適正化計画の変更について

茨木市立地適正化計画を以下のとおり変更しました。

【変更箇所】

p.62 第4章の「4 誘導施設の設定 (2)誘導施設の設定」に定める誘導施設

変更前

(2)誘導施設の設定

区域に必要な機能のうちで、立地適正化計画で区域内に誘導する誘導施設としては、具体化が進む市民会館跡地エリア活用における各機能（子育て世代包括支援センター、図書館、ホール）を位置づけます。なお、誘導にあたっては、公共施設等マネジメント基本方針に基づき、施設の複合化・最適化を図ります。

他の機能については、今後、各事業プロジェクトの進捗にあわせて、誘導施設として位置づけることを検討していきます。

【誘導施設】

施設		詳細
複合施設	子育て支援総合センター （子育て世代包括支援センター（利用者支援事業基本型））	乳幼児一時預かり施設 （厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するもの）
	こども健康センター （子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型））	母子保健法第22条に定める母子保健施設
	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館
	ホール	地域交流センター （地域住民が随時利用でき、住民相互の交流の場となるホール）

変更後

(2)誘導施設の設定

区域に必要な機能のうちで、立地適正化計画で区域内に誘導する誘導施設としては、具体化が進む市民会館跡地エリアにおける機能を踏まえた各施設（子育て世代包括支援センター、図書館、ホール、市民利用諸室、市民活動センター、天文観望室（プラネタリウム）、飲食店、物品販売店等）を位置づけます。なお、誘導にあたっては、公共施設等マネジメント基本方針に基づき、施設の複合化・最適化を図ります。

他の機能については、今後、各事業プロジェクトの進捗にあわせて、誘導施設として位置づけることを検討していきます。

【誘導施設】

施設		詳細
複合施設	<u>子育て世代包括支援センター</u> <u>（厚生労働省通知に基づく母子保健及び子育て支援機能を有する施設）</u>	母子保健法第22条に定める <u>母子健康包括支援センター</u>
	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館
	ホール、 <u>市民利用諸室、市民活動センター</u>	地域交流センター <u>（地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設）</u>
	<u>天文観望室（プラネタリウム）</u>	
	<u>飲食店、物品販売店等</u>	